

坂戸、鶴ヶ島水道企業団指定給水装置工事事業者 指定更新申請書類チェック表

指定番号		<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務に支障をきたすおそれがあるため、基本的に窓口での申請書類確認は行いません。申請書類の提出に当たっては、本表に基づき、各事業者において十分事前確認を行っていただいたうえで提出してください。 ・指定更新申請書類一式については、郵送による提出を認めます。なお、持参、郵送に関わらず、書類不備があった場合は、電話連絡のうえ、庁舎内に設置している各事業者の書類保管庫へ返却します。不備内容について不明点等がある場合は、窓口にて職員が説明します。 ・申請から更新の決定までは、1か月以上を要する場合がありますので、予めご了承ください。決定次第、電話にて連絡します。 ・申請手続きの概要 <ol style="list-style-type: none"> ①申請受付期間内に申請書類一式を給水担当へ提出する。 ※郵送可、宛先は「〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田1-1-16 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 給水課給水担当」としてください。 ②給水担当から更新が決定した旨の電話連絡を受ける。 ③給水担当窓口において、指定更新手数料（10,000円）の納付書を受け取り、庁舎内の収納窓口で支払いを行う（現金又は小切手）。その後、領収書を給水担当窓口で提示し、指定給水装置工事事業者証を受け取る。 ※銀行振込等には対応しておりませんので、予めご了承ください。 ※諸事情等により来庁前に納付書が必要な場合は、宛先を記入し、切手を貼った封筒を郵送いただければ送付します。 		
事業者名				
更新事務担当者氏名				
更新事務担当者携帯番号(任意)				
様式等の名称		確認事項	チェック	備考
指定様式	指定更新申請書類チェック表 ※本表	「指定番号」、「事業者名」、「更新事務担当者氏名」に記入漏れはないか、全項目確認し、チェック欄にチェックがされているか		
	指定給水装置工事事業者指定申請書	申請者の「氏名又は名称」、「住所」、「代表者氏名」、「役員氏名」、「事業の範囲」が登記内容と合致しているか(法人のみ) ※「事業の範囲」の記載事項が多い場合、水道の管工事は必ず記載してください ※個人の場合は、事業目的を明確に示すため「管工事業」、「上水道工事」など		※支店、営業所等での指定は不可です。現在、支店、営業所等で指定を受けている事業者におかれては、本店で更新申請を行ってください。 ※商号、所在地、代表者、役員の情報が更新前の情報と異っている場合は、変更の届出を怠ったものとして処分の対象となりますが、更新申請をもって変更処理するため、指定事項変更届出書の事後提出は不要とします。
		代表者印(丸印)が捺印されているか ※法人の場合、他の書類も含め、会社印(角印)の捺印は任意です。		
		給水区域で給水装置工事の事業を行う「事業所の名称」、「事業所の所在地」が登記簿に記載されている場合は、登記内容と合致しているか		※法人
	「主任技術者の氏名」、「主任技術者免状の交付番号」が免状(写し)と合致しているか			
誓約書	代表者印(丸印)が捺印されているか			
機械器具調書	切断用機械器具、加工用機械器具、接合用機械器具、水圧テストポンプについて、それぞれ種類以上記載されているか			
添付書類	定款(写し)	原本に相違ない旨が記載され、代表社印(丸印)が捺印されているか		※法人
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(原本)			※法人
	住民票(写し)			※個人
	指定給水装置工事事業者証(原本)	新規又は変更登録等の際に、企業団から交付された事業者証の原本		
	事業所の案内図	事業所の位置を赤色で明示し、最寄駅を確認できるのが望ましい 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所が支店、営業所等の場合は、本店ではなく支店、営業所等の案内図とする		
	事業所の写真	看板を設置しているのであれば、看板が写っているもの 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所が支店、営業所等の場合は、本店ではなく支店、営業所等の写真とする		
	機械器具の写真	機械器具調書に記載されている器具が写っているもの		
給水装置工事主任技術者免状(写し)	免状の交付を受けている者に対して発行される「カード」ではなく、免状原本の写し			
指定様式及び添付書類	指定更新時確認事項及び添付書類	代表者印(丸印)が捺印されているか、記入事項及び添付書類に漏れはないか		※確認事項、添付書類とも多いので、十分確認してください。
手数料	指定更新手数料	指定更新手数料10,000円(非課税)の納付書については、申請時ではなく、後日、更新決定後に発行します	-	